農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織

(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話合いが大切】

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - 〇 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等 のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的**とし、**的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てる**ことを規定する 【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規 定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により**、組織の一部を**株式会社や生協等に** 組織変更できる規定を置く

中央会·連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

○ 現在の特別認可法人から、**農協連合会**(自律的な組織)**に 移行**する

全 農

○ その**選択により、株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

○ 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格

農協・農業委員会等に関する改革の推進について(平成26年6月与党とりまとめ)	法制度等の骨格
農協改革の目的は、農業・農村の発展	
・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須 ・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要 ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要 ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要	
1 単位農協のあり方 (1) 単位農協は、農産物の有利販売(それと結びついた営農指導)と生産資材の有利調達に最重 点を置いて事業運営を行う必要がある。	
○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して(価格及び品質)、最も有利なところから調達する。	
 ○ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。 その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。 このため、既にJAバンク法に規定されている方式(単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式)の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。 	自己改革の実行を注視) 農協系統の要請を踏まえ、単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、所要の規定を整備する。 ・JAバンク法について、農協が農林中金等に信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、 一部を譲渡した場合にも、農林中金等の業務代理を行うことができるようにする など
○ 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるように するため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替 に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。 また、女性・青年役員を積極的に登用する。	

(2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、 優良事例を横展開していく必要がある。	
○ 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。	 ○ 現行農協法第8条(組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない [これは出資に応じた配当には法定上限があるという趣旨であり、組合が利益を上げたり、利用高に応じて配当することは何ら規制していない])を、 ① 組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、農業所得の増大その他の農業者の利益の増進を図らなければならない ② 農協は、その目的を達成するため、的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や組合員への利用高配当に充てる旨に改正する。
〇 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。 ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、J Aバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。	 農協・連合会は、組合員・単位農協に事業利用を強制してはならないことを明記するとともに、専属利用契約(1年を超えない期間を限り、組合員が組合の事業の一部を専ら利用する旨の契約)に関する規定を削除する。 この他、農協・連合会は農業者・単位農協が自主的に設立・運営する組織であることを徹底する観点から、規定の整備を行う。 定款の定めにより出資を強制する回転出資金制度(利用高配当の全部又は一部を、5年に限り出資させるもので出資配当の対象とはならない)を廃止する。 組合の設立・定款変更に関する認可基準を緩和する など
(3) 単位農協の事業の対象者(担い手農業者・兼業農家・地域住民)が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。 その際、単位農協が実際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。	
〇 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。	〇 農協について、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社、消費生 活協同組合等への組織変更ができる規定を置く。
〇 このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、 准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向 で検討する。	別紙
2 連合会・中央会のあり方 連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す 必要がある。	

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。	
 ○ 全農・経済連は、 ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。 ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。 ・ その他、農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資する経済活動(投資活動を含む)を、経済界と連携して積極的に実施する。 特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。 	〇 法改正不要(全農・経済連の自己改革の実行を注視)
 農林中金・信連・全共連は、 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準(単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること)を早急に示す。 豊富な資金を農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。 	
○ 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。 その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。	〇 法改正不要(厚生連の自己改革の実行を注視)
〇 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。	
(2) (1) を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。	
○ 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に(農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで)行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。	

〇 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネ 〇 病院等を設置する厚生連について、その選択により、社会医療法人に組織変更ができる規 ックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを 定を置く。 可能とする。
〇 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融 〇 金融庁と中長期的に検討する。 行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要) に転換することを可能とする方向で検討する。
巴協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 田協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。
3 行政における農協の取扱い 農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。
〇 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。 〇 法改正不要(平成15年に措置済み)
〇 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼す るときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。 なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス(申請書記載代行等)は、 行政代行とは別ものである。
4 その他 5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した 自己改革を実行するよう、強く要請する。 政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。 で、農協の共済事業について、平成26年の保険業法の改正(契約者への情報提供、共済代理 店に係る体制整備義務等)を踏まえた規定の整備を行う ・農産物の保管事業を農協の事業として明確化し、農業倉庫業法を廃止する など

農協・農業委員会等に関する改革の推進について(平成26年6月与党とりまとめ)	法制度等の骨格
農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展	
 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須 また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要 	
1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、	
(1) その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする必要がある。	
(2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、 事務局の業務の3つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するようにする 必要がある。	
(3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。	
2 農業委員会の業務については、	
〇 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点を置く ことを明確にする。	〇 農業委員会の業務は、農地利用の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等であることを明確にする。
O 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する 都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。	O 農業委員会は、農地転用違反事案に関し、都道府県知事等に原状回復命令を発出することを求めることができるようにする。
○ これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。	〇 農業委員会の法令業務としては、意見の公表等を削除するが、農業委員会は、その業務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進業務をより効率的がの効果的に実施する上で必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その施策の改善意見を提出しなければならないこととする。
3 農業委員の選出方法については、	

○ 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意 ○ 農業委員の選出方法について、市町村議会の同意を得て市町村長が任命する制度に変更 ○ を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦・公募等を行え るようにする。

○ 人数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、過半は認定農業者の中 ○ 人数については、法改正不要(農業委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定め から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業 務が公正・的確に行えるようにする。

また、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

- これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。
- 〇 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討するものとする。その 〇 法改正不要(改正法の施行時期と関係するが、28年度以降の予算において手当てする方 際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを行う。
- 4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化(担い手 への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)や担い手の育成・発展 の支援を推進する「農地利用最適化推進委員(仮称)」を置く。
- 農地利用最適化推進委員(仮称)は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地 推進委員は、農業委員会が定める区域ごとに農業委員会が委嘱することとし、その際、 域からの推薦・公募等を行えるようにする。

- することとし、その際、
- ① 市町村長は、あらかじめ、委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行
- ② 市町村長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、公表する とともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないこととする。
- 現行農業委員の任期満了時期は、地域によって区々であること等を踏まえ、新制度への 移行については、現行農業委員の任期満了後に新制度に移行するなどの適切な経過措置 を設ける。
- ることとなっているが、政令基準を変更し、委員の人数を現行の半分程度とする方向で検 討中。)
- 認定農業者の数が少ない場合等を除き、委員の過半は認定農業者(個人又は法人の役職 員)でなければならないものとするとともに、農業委員の中に農業者以外の者で農業委員 会の事務に関し中立の立場で公正な判断をすることができる者が必ず含まれなければなら ないものとする。

市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよ うに配慮する旨の配慮規定を置く。

- 以上に伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止する。
- 向で検討)
- 〇 農業委員会は、「農地利用最適化推進委員(仮称)」を委嘱することとし、推進委員は、 担当区域において農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地等の利用の効 率化及び高度化の促進等の活動を行うこととする。

ただし、農地利用の集積・集約化が相当程度図られていること等の基準に該当する場合 等には、推進委員を委嘱しなくてもよいこととする。

- - ① 農業委員会は、農業委員会の定める区域ごとに、推進委員候補者の推薦を求め、また 募集を行い
- ② 農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、公表す るとともに、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。

O 推進委員は、農業委員と兼ねることができないこととし、また、推進委員は、担当区域内の農地等に関し、必要な事項について、農業委員会に出席して意見を述べることができることとする。
〇 農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるときには、農業委員

- 会は推進委員の意見を聴かなくてはならないこととする。
- 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構との連携に努めるものと する。
- 〇 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬は、市町村ごとに 〇 推進委員の定数は、人・農地プランの作成単位となる地域の数などを踏まえて、政令で 一定のルールの枠内で支給することを検討する。
 - 定める基準に従い条例で定めることとする。
 - 〇 報酬については、法改正不要(改正法の施行時期と関係するが28年度以降の予算におい て手当てする方向で検討。)
- 5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体 制を強化する。
- 〇 農業委員会の事務局については、知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図 るよう努めるものとする旨の努力規定を置く。
- 6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、農地中間管理機構 等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動するようにする。
- 7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役 | 割を見直し、
 - 農業委員会の連絡・調整
- ・ 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業
- 農地利用最適化の優良事例の横展開
- 法人化の推進
- 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援
- 新規参入の支援

等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。

- 都道府県農業会議、全国農業会議所については、一般社団又は一般財団であって、以下 に掲げる業務等を適正に行うと認められるものを、都道府県知事又は農林水産大臣が、都 道府県又は全国に一を限って都道府県農業委員会ネットワーク機構又は全国農業委員会ネ ットワーク機構として指定する制度に変更する。
 - 農業委員会又は都道府県農業委員会ネットワーク機構相互の連絡調整
 - ・農業委員等の研修、農地に関する情報の収集・提供等、その他の農業委員会に対する 支援
 - 業務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表
 - 農業経営の法人化、担い手農業者の組織化及び運営の支援
 - 新たに農業経営を営もうとする者の支援
- 現在都道府県農業会議が法令に基づき行っている業務については、原則として、都道府 県農業委員会ネットワーク機構の業務とする。農地転用許可についても、都道府県農業委 員会ネットワーク機構を関与させる。
- 現行の都道府県農業会議・全国農業会議所は、都道府県知事又は農林水産大臣の認可を 受けて円滑に指定法人に移行できることとする。

	O 都道府県農業会議・全国農業会議所の法令業務としては、意見の公表等を削除するが、 農業委員会ネットワーク機構は、その業務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農業委 員会が農地等の利用の最適化の推進業務をより効率的かつ効果的に実施する上で必要があ ると認めるときは、関係行政機関に対し、その施策の改善意見を提出しなければならない こととする。
8 農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、農業の6次産業化・成長産業化に 資するとともに、農地流動化の阻害要因を取り除く観点から、見直しを検討する。	
〇 植物工場、販売加工施設などの農業の6次産業化・成長産業化に資する転用については、 より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。	〇 法改正不要(農地法施行規則の改正等による基準の明確化を図ることにより対応する)
〇 農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還 元等、公平で実効性ある方策について、中長期的に検討を進める。	〇 通常国会に提出する法案には盛り込まない(中長期的に検討する)

農協・農業委員会等に関する改革の推進について(平成26年6月与党とりまとめ)	法制度等の骨格
農業生産法人要件	
・ 平成21年の農地法改正(所有中心から利用中心への転換)及び昨年の農地中間管理機構関連法(リース方式(機構が借受け、転貸する)による担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消)は、戦後の農地解放のマイナス面(約1haの農地所有を生み出すことで、農地の流動化を阻害)を払拭する農地制度の大転換であり、これを軌道にのせ、農地利用の最適化を確実に進めていくことが最優先事項 ・ 農業生産法人要件については、担い手である農業生産法人の経営の発展に資するという観点から見直し	
1 農業生産法人要件は、農地を所有できる法人の要件であるので(リース方式で参入する企業はこの要件をみたす必要はない)、これの見直しについては、企業の農地所有に係る農業・農村の現場の懸念(農業から撤退したり産廃置場になるのではないか)に十分配慮することが必要である。	
2 1の懸念がない範囲で、農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り 経営を発展させようとする場合の障害を取り除く等の観点から、見直しを行う。	
〇 6次産業化により法人における販売・加工等のウェイトが高まり、農作業のウェイトが低くなることから、役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事 すればよいこととする。	〇 役員の農作業従事要件について、役員及び重要な使用人のうち 1 人以上の者が、 農作業に従事すればよいこととする。
〇 6次産業化等経営発展を目指す場合に資本増強の必要性が生ずることから、議決権要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。	〇 議決権要件について、農業者以外の者の議決権が総議決権の 2 分の 1 未満までよいこととする。
3 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業 に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参 入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。	
所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	

- 1 会計監査については、農協が信用事業を、イコールフッティングでないといった批判を受けることなく、安定して継続できるようにするため、信用事業を行う農協(貯金量200億円以上の農協)等については、信金・信組等と同様、公認会計士による会計監査を義務付ける。
 - このため、全国中央会は、全国中央会の内部組織である全国監査機構を外出しして、公認会計士法に基づく監査法人を新設し、農協は当該監査法人又は他の監査法人の監査を受けることとなる。
 - O なお、当該監査法人は、同一の農協に対して、会計監査と業務監査 の両方を行うこと(監査法人内で会計監査チームと業務監査チームを 分けることを条件)が可能である。
 - O 政府は、全国監査機構の外出しによる監査法人の円滑な設立と業務 運営が確保でき、農協が負担を増やさずに確実に会計監査を受けられ るよう配慮する旨、規定する。
 - 政府は、農協監査士について、当該監査法人等における農協に対する監査業務に従事できるように配慮するとともに、公認会計士試験に合格した場合に円滑に公認会計士資格を取得できるように運用上配慮する旨、規定する。
 - 政府は、以上のような問題の迅速かつ適切な解決を図るため、関係 省庁、日本公認会計士協会及び全国中央会による協議の場を設ける旨、 規定する。
 - 全国中央会の新組織への移行等によりその監査業務が終了する時期 までは、新しい会計監査制度への移行のための準備期間として、農協 は全国中央会監査か公認会計士監査のいずれかを選べることとする。
- 2 <u>業務監査(コンサル)については、</u>農協の販売力の強化、6次産業化、 輸出拡大等を図るために、必要なときに自由にコンサルを選ぶことができ るようにするため、農協の任意とする。

- 3 都道府県中央会については、
- (1)新組織は、会員の要請を踏まえた経営相談・監査、会員の意思の代表、 会員相互間の総合調整という業務を行うこととする。
- (2) 平成31年3月31日までの間に、農業協同組合連合会に移行する。
- (3)移行した農業協同組合連合会は、「農業協同組合中央会」と称することができるように法的な手当を行う。
- (4) 都道府県中央会から移行した農業協同組合連合会が、会員の要請を踏まえた監査の事業を行う場合は、農林水産省令で定める資格を有する者を当該事業に従事させなければならないこととする。

4 全国中央会については、

- (1) 平成31年3月31日までの間に、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整などを行う一般社団法人に移行する。
- (2)移行した一般社団法人は、「農業協同組合中央会」と称することができるように法的な手当を行う。
- 5 <u>准組合員の利用量規制のあり方については、</u>直ちには決めず、5年間正 組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実行状況の調査を行い、 慎重に決定する。